

ほけんだより 1月

令和7年12月20日
西有馬小学校 保健室

今年度も残り3か月です。元気に楽しく学校生活が送れるよう、保健室からもお子さんの体と心の成長を見守っていきます。感染に気をつけながら、毎日を充実したものにしていましょ。

★ 12月の感染症報告 (12/19までの集計結果です)

- インフルエンザ・・・57名 ●マイコプラズマ肺炎・・・5名 ●溶連菌感染症・・・1名
- 水痘(水ぼうそう)・・・16名(疑いを含む)

上記感染症による欠席者がいました。また、発熱、咳、咽頭痛の症状で欠席する児童が多く、保健室でも、「発熱」「腹痛」「咳」などの症状で来室し早退するケースもありました。解熱後も、咳などの症状がしばらく続く場合は、無理に登校せず、安静にして体調を整えてから登校してください。

引き続き、インフルエンザに注意!

インフルエンザは、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れる感染力が強い病気です。学校においては、出席停止期間の基準が決められており、『発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする』とされています。詳しくは下の表を参考にしてください。出席停止期間が過ぎても、症状が続く場合は無理に登校せず、体調を整えてから登校してください。

例	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合		解熱 	1日目 	2日目 			登校 OK		
発症後 2日目に 解熱した 場合			解熱 	1日目 	2日目 		登校 OK		
発症後 3日目に 解熱した 場合				解熱 	1日目 	2日目 	登校 OK		
発症後 4日目に 解熱した 場合					解熱 	1日目 	2日目 	登校 OK	
発症後 5日目に 解熱した 場合						解熱 	1日目 	2日目 	登校 OK

学校感染症の「登校許可証」の提出について

下記の学校感染症は、病院で発行する「登校許可証」の提出が必ず必要になる感染症です。

- 新型コロナウイルス感染症 ●インフルエンザ

※現在、医療のひっ迫を回避するため、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザのみ登校許可証の提出は不要です。

- 百日咳 ●麻疹 ●風疹 ●水痘(みずぼうそう) ●流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ●咽頭結膜熱(プール熱) ●結核

これら以外の感染症は、原則として医師の許可がおりるまでが「出席停止期間」となり、症状により医師の判断が必要となるため、医師の指示を仰いでください。ご不明な点等がありましたら、お問い合わせください。

なお、登校許可証について、学校指定の様式はありません。医療機関で発行されたものを提出してください。